

移動式クレーンの 定期検査不実施

クレーン会社に監督処分

1年に1回は移動式クレーンの自主検査をするよう義務付け

関係法令の順守や社員研修の実施

一カ月以内に対策の計画を文書で報告

2018/6/6(水) 11:00

労働安全衛生法が定める、移動式クレーンの定期検査をしていなかったとして、クレーン会社に建設業法に基づく監督処分を出し、安全管理の徹底を指示した。

行政によると、同法は少なくとも1年に1回は移動式クレーンの自主検査をするよう義務付けているが、同社は平成28年8月から同年11月までの間、移動式クレーンの検査をしていなかった。

クレーンのワイヤが切れて作業員がけがをする事故が発生したことをきっかけに、労働局が調査して発覚。

簡裁は3月、同社と社長に同法違反で、それぞれ罰金20万円の略式命令を出した。

行政は同社に関係法令の順守や社員研修の実施などを指示し、一カ月以内に対策の計画を文書で報告するよう求めている。